

防衛大学校達第4号

防衛庁の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）第27条の規定に基づき、防衛大学校の情報公開に関する達を次のように定める。

平成13年3月30日

防衛大学校長 西原 正

防衛大学校の情報公開に関する達

改正 平成16年6月30日防衛大学校達第10号

平成19年1月9日防衛大学校達第1号

平成25年3月25日防衛大学校達第4号

（目的）

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の保有する行政文書の開示等の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（情報公開事務の統括）

**第2条** 大学校の情報公開に関する事務の統括は、機関等情報公開課室である総務課が行う。

（機関等開示担当課室）

**第3条** 大学校の機関等開示担当課室は、防衛大学校における行政文書の管理に関する達（平成23年防衛大学校達第13号）第3条の規定に基づく文書管理者を長とする課室等（以下「各課等」という。）とし、開示等決定に関する事務を行うとともに、総務課が行う総合調整事務に協力しなければならない。

（該当文書の特定）

**第4条** 防衛省情報公開室から交付される開示請求書の写しは総務課が接受し、別紙様式第1により関係する各課等を指定して、該当文書に係る事務の開始を通知するものとする。

2 指定された各課等は、開示請求に合致すると考えられる該当文書を総務課に送付しなければならない。

3 指定された各課等は、請求書受付の日から原則として3日以内（休日及び補正に要した日数を除く。）を目途に該当文書を特定し、別紙様式第2により総務課

に送付しなければならない。

- 4 前項により送付を受けた総務課は、請求書受付の日から原則として4日以内(休日及び補正に要した日数を除く。)を目途に特定した文書を防衛省情報公開室及び開示担当課室に提出しなければならない。

(補正等)

**第5条** 前条の規定に基づき指定された各課等は、開示等決定に関する事務において、次の各号に掲げる事案が発生した場合には、その旨を別紙様式第3により総務課に通知しなければならない。

- (1) 補正が必要なとき。
- (2) 行政文書の移送が必要なとき。
- (3) 第三者意見聴取が必要なとき。

(開示等決定手続)

**第6条** 第4条の規定に基づき指定された各課等は、開示等決定に係る判断を行うに当たっては開示担当課室と事前に調整し、緊密に連携して遺漏なきよう努めなければならない。

- 2 前項の各課等の長は、前項の調整結果を踏まえた開示等決定に係る意見について、文書特定後原則として10日以内を目途に別紙様式第4により総務課長に対し、行政文書開示決定通知書又は不開示決定通知書の案及び全部開示以外の場合にあっては開示請求に係る不開示情報を明認した該当文書の写しを付して通知しなければならない。

- 3 総務課長は、前項の通知に基づき、学校長の決裁を得て、文書特定後原則として2週間以内を目途に上申の手続を行うものとする。

#### 附 則

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日防衛大学校達第10号)

この達は、平成16年6月30日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日防衛大学校達第1号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日防衛大学校達第4号)

この達は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

平成 年 月 日

（文書管理者）

\_\_\_\_\_ 殿

総務課長

開示等決定に関する事務の指定について（通知）

標記について、別添のとおり行政文書開示請求書の写しが送付されたので、事務を開始されたく通知する。

添付書類：行政文書開示請求書（写し）（受付番号 \_\_\_\_\_）

別紙様式第2（第4条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

（文書管理者）

---

該当文書の特定について（通知）

標記について、行政文書開示請求書の写し（受付番号 ）  
に係る行政文書を特定したので、別添のとおり送付する。

添付書類：

別紙様式第3（第5条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

(文書管理者)

---

開示等決定に関する事務に係る事案について（通知）

標記について、行政文書開示請求書の写し（受付番号 ）  
に係る事務を遂行するに当たり、下記の事案が発生したので通知する。

記

- 1 事案の区分      補正      移送      第3者意見聴取
- 2 理      由

別紙様式第4（第6条関係）

平成 年 月 日

総務課長 殿

(文書管理者)

---

開示等決定に係る意見について（通知）

標記について、行政文書開示請求書の写し（受付番号 ）  
に係る行政文書についての開示等決定に係る意見は下記のとおりであるので、  
決定通知書の案及び全部開示以外の場合にあっては不開示情報を明認した該当  
文書の写しを付して通知する。

記

- |   |     |     |      |     |
|---|-----|-----|------|-----|
| 1 | 区 分 | 開 示 | 部分開示 | 不開示 |
| 2 | 意 見 |     |      |     |

添付書類：